

水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書

中国山地に囲まれた内陸に位置する本市は、農林業を基幹産業とし、農業振興のため農業自立振興プロジェクト事業に取り組むとともに、耕畜連携を強化することで「安全・安心な農畜産物生産地」としての地域ブランドの確立や地産地消の推進など、独自の努力を重ねてきた。

しかし近年、担い手の高齢化や米価の下落など水田農業の経営環境が厳しさを増す中で、政府が進めてきた減反政策に基づいた飼料用稲への作付け転換をはじめ、集落法人への農地集積に取り組み、農地の持つ多面的機能の維持と農産物の生産基盤の強化に努めてきたところである。このような農家の協力的な姿勢の下に確立されてきた農業構造に対し、令和4年度から推し進めようとしている「水田活用の直接支払交付金」の見直しは、将来の持続的農業経営の確立を大きく脅かすもので、農業を基幹とする本市の地域経済への影響は甚大である。

政府は、農業関係者や地域に与える影響の大きさを認識し、見直しにあたっては生産現場の課題や実情を検証し、農業者が安定して農業経営に取り組むことができるよう、下記のとおり要請する。

記

1. 制度の見直しにより交付対象水田から除外される農地が生ずることは、農地の維持や農業水利施設の管理が困難となることが想定され、結果的に国土の荒廃にもつながるおそれがあることから、実施に当たっては離農者及び耕作放棄地の増加を招くことのないよう、地域の実情に合った制度内容とし、その実施については段階的に進めること。
2. 急激な粗飼料の高騰等の影響を軽減するために、多年生牧草への助成については、「収穫だけの年は1万円」の項目を撤廃し、播種の有無にかかわらず10aあたり3万5,000円の助成を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月30日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/財務大臣/農林水産大臣/衆議院議長/参議院議長